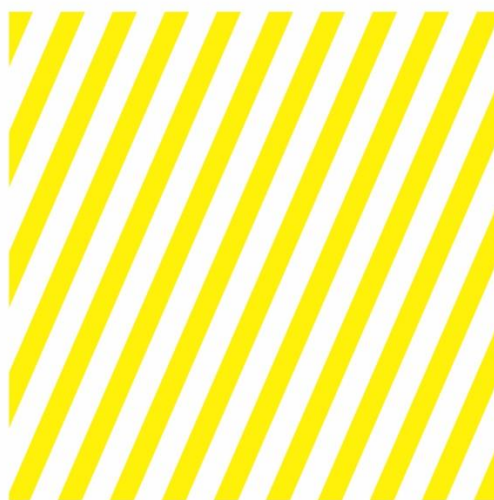


茨木市学童保育室整備計画

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

令和7年3月
こども育成部 学童保育課

目 次

1 計画策定の趣旨.....	- 2 -
2 計画の位置づけ・計画期間・対象施設.....	- 3 -
(1) 計画の位置づけ	- 3 -
(2) 計画期間	- 3 -
(3) 対象施設	- 3 -
3 本市学童保育の現状と課題.....	- 4 -
(1) 学童保育室の現状と課題	- 4 -
(2) 学童保育入室児童数の推移と課題	- 5 -
(3) 待機児童の現状と課題.....	- 6 -
(4) 学童保育指導員の現状と課題.....	- 6 -
4 今後の学童保育室の整備及び学童保育指導員について	- 7 -
(1) 入室児童数の推計について	- 7 -
(2) 整備の方向性について	- 9 -
(3) 学童保育指導員の確保について.....	- 10 -
(4) 公立学童保育整備計画一覧表.....	- 11 -

1 計画策定の趣旨

本市では、市内 32 の全小学校のうち、30の小学校(全小学校のうち清溪小学校と忍頂寺小学校を除く)で学童保育室を設置し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校の長期休業中に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を実施しています。

本市における学童保育は、原則小学校 3 年生までの児童を対象としており、小学校の余裕教室や学校敷地内のプレハブ施設などで学童保育室を運営してきました。

近年は、女性の就業率の向上による共働き世帯の増加により、学童保育の利用ニーズも増加傾向にあります。茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査結果(令和5年12月実施)においても、就学前児童の就学後の放課後等の過ごし方の希望は、低学年で「学童保育の利用」が 60.4%と最も多い結果となりました。しかし、現状の学童保育室だけでは、今後、増加傾向となる保育ニーズに対応することが難しく、専用施設の新設や増築、また、学校の余裕教室の借用や学校周辺施設の活用など様々な方策を検討し、学童保育室の利用ニーズに対応する必要があります。さらに、小学校の 35 人学級の推進や近年の物価高騰等による建設資材の調達難化等により、余裕教室の借用や専用施設の新設・増築等も容易ではありません。

平成 27 年 4 月に施行された改正児童福祉法では、学童保育の対象が「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改められたことに伴い、小学 4 年生以上の高学年児童の受入れも検討する必要があることから、更なる保育需要が見込まれます。さらには、こどもたちを取り巻く社会環境が変化する中で、学童保育を含めて、こどもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりとはどうあるべきかについても考えていく必要もでてきています。

このような状況の中、安全・安心に、かつ、効率的・効果的に学童保育を実施していくには、場当たり的な対応ではなく、中長期的なビジョンで学童保育室を整備するとともに、定期的にビジョンの見直しを行うことで、将来的に持続可能な学童保育室を運営していくため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ・計画期間・対象施設

(1) 計画の位置づけ

この計画は、こどもの放課後の居場所づくりに関する施策を推進するため、学童保育室における整備の方向性を示すものとして策定します。また、茨木市次世代育成支援行動計画における教育・保育提供区域は、市内を5ブロックに区分して設定していますが、学童保育室は、小学校ごとに設置していることから、この計画では小学校区を基本区域として設定します。

茨木市次世代育成支援行動計画では、民間も含めた放課後児童健全育成事業(学童保育)における目標数値として入室児童数と実施個所数を掲げていますが、ハード面である学童保育室の整備については具体的な方策が示されていないため、この計画を茨木市次世代育成支援行動計画の個別計画として位置づけ、補完するものとします。随時見直しを行いながら、今後はこの計画に沿って学童保育室の整備を進めます。

なお、具体的な整備を進めるにあたっては、茨木市公共施設等マネジメント基本方針、茨木市公共施設保全方針、茨木市公共施設最適化方針を踏まえ、適切かつ効果的に進めるものとします。

(2) 計画期間

第5期茨木市次世代育成支援行動計画の計画期間が令和7年度～令和11年度となっており、当該計画の個別計画として位置づけるため、計画期間としては

令和7年度から令和11年度 とします。

(3) 対象施設

この計画の対象施設は、市が直営で運営している学童保育室30か所とします。

3 本市学童保育の現状と課題

(1) 学童保育室の現状と課題

令和6年5月1日現在、市内30の小学校(清溪小学校と忍頂寺小学校は山手台小学校に集約)に、学童保育室を30室(茨木市学童保育室条例による)、支援の単位(クラス)を80単位設置しています。学童保育室は、小学校の敷地内に専用施設として設置したり、小学校の余裕教室や特別教室(低学年図書室、低学年音楽室等)を借用し実施しています。春日小学校のみ学校敷地外に専用施設を設置しています。

【表1】学童保育室の設置状況(支援の単位数)(令和6年5月1日現在)

学校内					学校外
専用施設	専用教室	余裕教室	特別教室	その他	専用施設
32	28	11	4	1	4

専用施設においては、築年数が40年以上となる施設が1施設あり、建て替えるのか、学校の余裕教室等を借用するのか等老朽化への対応が課題となっています。また、今まで借用していた余裕教室も、35人学級の推進により今後借用不可となる可能性があり、代替教室への対応が課題となっています。

【表2】公立学童保育室概要一覧

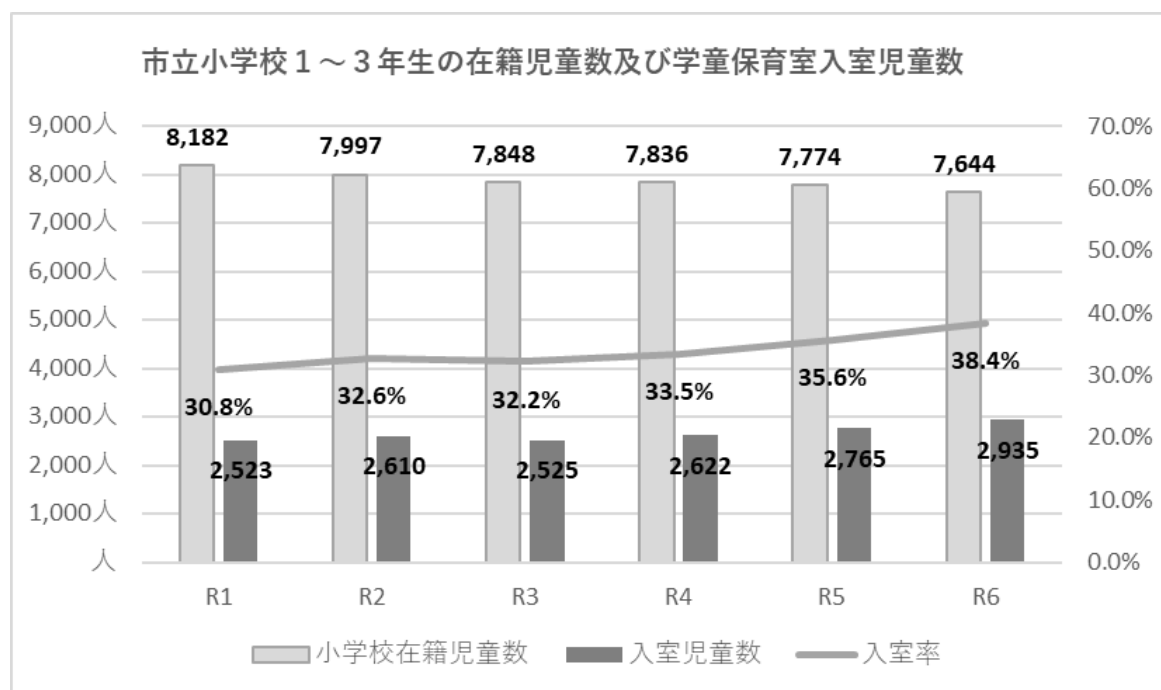
令和6年5月1日現在

番号	学童名	受入可能人数	入室児童数	支援単位数	有効面積㎡	1人あたり面積㎡	実施場所				
							専用建物	校舎内	借用教室数	専用建物 建築年	専用建物 築年数
1	茨木	215	215	5	272.7	1.79		○	5		
2	春日	180	161	4	264.0	2.03	○			2018	6
3	春日丘	127	111	3	160.5	1.69	○	○	1	2005	19
4	三島	134	106	3	168.9	1.84		○	3		
5	中条	180	175	4	264.0	2.00	○			2019	5
6	玉櫛	90	80	2	124.5	1.87	○			2002	22
7	安威	45	28	1	57.3	1.83	○			1994	30
8	玉島	124	115	3	176.2	2.01	○	○	1	1999	25
9	福井	45	45	1	60.5	1.89	○			2018	6
10	大池	180	180	4	240.5	1.88		○	4		
11	豊川	45	28	1	94.1	3.00		○	1		
12	中津	133	115	3	169.8	1.74		○	3		
13	東	90	60	2	112.2	1.72		○	2		
14	水尾	122	112	3	179.4	2.09	○	○	1	1998	26
15	郡山	86	60	2	112.3	1.78		○	2		

番号	学童名	受入可能人数	入室児童数	支援単位数	有効面積㎡	1人あたり面積㎡	実施場所				
							専用建物	校舎内	借用教室数	専用建物 建築年	専用建物 築年数
16	太田	126	87	3	158.1	1.73		○	3		
17	天王	180	143	4	257.7	1.89	○	○	1	2003	21
18	葦原	135	109	3	177.5	1.85		○	3		
19	郡	74	58	2	88.0	1.65	○			1999	25
20	庄栄	135	115	3	205.3	2.14	○			2024	0
21	沢池	135	97	3	171.5	1.86	○	○	1	2006	18
22	畑田	90	69	2	131.2	1.98	○			2005	19
23	山手台	134	108	3	169.3	1.83		○	3		
24	耳原	134	123	3	170.7	1.79		○	3		
25	穂積	89	64	2	112.8	1.78		○	2		
26	白川	89	76	2	112.8	1.79		○	2		
27	東奈良	90	83	2	113.2	1.73	○			2001	23
28	西	67	54	2	79.0	1.66	○			1984	40
29	西河原	90	53	2	120.0	1.93		○	2		
30	彩都西	135	105	3	163.6	1.75	○			2007	17
合計		3,499	2,935	80	4,688	1.87	16	19	43		

(2) 学童保育入室児童数の推移と課題

ここ数年の小学1～3年生小学校在籍児童数及び学童保育室入室児童数の推移(各年5月1日現在)は下記グラフのとおりです。



1～3年生の小学校在籍児童数は、ここ数年、逡減していますが、学童保育入室児童数は年々増加しています(令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少)。入室率は、小学1年生が最も高く、学年が上がるにつれて低くなっています。なお、小学4年生から6年生は、3年生時に学童保育を利用し、4年生以降の継続意向がある支援学級在籍児童が利用しています。

現在は、小学1年生～3年生を学童保育の対象としていますが、平成27年4月施行の児童福祉法改正により、受入対象が高学年児まで拡大されたことから、4年生以降の高学年児の受入拡大を進めていく必要があります。しかし、受入学年拡大により受け皿である教室不足が発生する可能性が高く、その確保が課題となっています。

(3) 待機児童の現状と課題

これまでの、次年度新規及び継続入室に向けた一斉入室申込状況の結果により、待機児童が発生しそうな学童保育室については、教育委員会及び学校との協議・連携による余裕教室等を確保し、一斉入室申込受付終了時点では待機児童は発生していませんでした。今後は、35人学級の推進や受入学年の拡大等を考えると、余裕教室の借用も容易ではなく、現状の受入可能枠が限界であり、一斉受付終了時点で待機児童が発生する可能性があります。その対策として、民間学童事業所での待機児童受入について、利用料等公立と同水準または補助金等により軽減を図りながら受入ができるかが課題となっています。

【表3】待機児童数の推移(各年5月1日現在)

R1	R2	R3	R4	R5	R6
10	25	0	15	14	11

(4) 学童保育指導員の現状と課題

国の示す運営基準及び茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、1クラスあたり2人以上の放課後児童支援員が必要となることから、1クラスあたり原則2人、有資格者(みなし含む)である学童保育指導員(任期付短時間勤務職員)を配置しています。1クラスの児童数が多かったり、支援が必要な児童が複数いたりなど、学童保育室の状況に応じて会計年度任用職員の学童保育指導員を加配しています。さらには、指導員が休暇等による不在やシフト勤務による休憩保障のため、会計年度任用職員を代替学童保育指導員として配置しています。しかし、ここ数年は任期付短時間勤務職員の欠員状態が続いており、会計年度任用職員を充てることで対応しています。クラス数の増加ごとに、任期付短時間勤務職員や会計年度任用職員の指導員が必要となることから、恒常的な欠員状態を打破するために学童保育指導員の確保が課題となっています。

4 今後の学童保育室の整備及び学童保育指導員について

(1) 入室児童数の推計について

令和6年度を基準年度として、以降5年間の入室児童数の推計は下記表4及び5のとおりです。

【表4】年別学童利用者数推計(利用率勘案)(小学1～3年生まで)

R06 は R6.5.1 現在

	学校名	定員	R06	R07	R08	R09	R10	R11
1	茨木小学校	215	215	210	188	200	192	192
2	春日小学校	180	161	153	144	131	133	130
3	春日丘小学校	127	111	98	87	85	85	79
4	三島小学校	134	106	94	111	111	122	109
5	中条小学校	180	175	163	162	153	139	123
6	玉櫛小学校	90	80	81	78	77	69	61
7	安威小学校	45	28	31	28	35	34	31
8	玉島小学校	124	115	119	121	115	118	109
9	福井小学校	45	45	46	38	43	49	51
10	清溪小学校	0	0	0	0	0	1	1
11	忍頂寺小学校	0	4	6	6	4	5	8
12	大池小学校	180	180	183	176	183	173	162
13	豊川小学校	45	28	25	32	30	27	23
14	中津小学校	133	115	132	153	167	185	176
15	東小学校	90	60	53	53	66	76	77
16	水尾小学校	122	112	91	90	104	103	105
17	郡山小学校	86	60	51	42	32	35	31
18	太田小学校	126	87	97	106	114	108	110
19	天王小学校	180	143	155	156	150	153	163
20	葦原小学校	135	109	112	102	108	120	123
21	郡小学校	74	58	59	71	56	58	45
22	庄栄小学校	135	115	114	115	100	93	91
23	沢池小学校	135	97	102	94	77	82	89
24	畑田小学校	90	69	75	68	72	74	74
25	山手台小学校	134	104	101	105	101	95	81
26	耳原小学校	134	123	117	122	115	124	119
27	穂積小学校	89	64	62	53	56	52	49
28	白川小学校	89	76	73	78	71	66	56
29	東奈良小学校	90	83	85	94	100	97	88
30	西小学校	67	54	47	50	60	57	60
31	西河原小学校	90	53	64	65	81	106	136
32	彩都西小学校	135	105	125	133	155	159	152
	合計	3,499	2,935	2,924	2,921	2,952	2,990	2,904

※「令和6年度学年別学童・保育所園利用者数一覧」から、各年度に対応する該当3学年に対し、学年が上がる際の増減率(R3→R6以降平均)を乗じたもの。

色付き部分は、現状の学童保育室の有効面積と学童保育室ごとの出席率から計算した定員を超えていることを示す。

【表5】年別学童利用者数推計(利用率勘案)(令和8年度以降学年拡大想定) R06はR6.5.1現在

	学校名	定員	R06	R07	R08	R09	R10	R11
1	茨木小学校	215	215	210	228	253	252	245
2	春日小学校	180	161	153	169	173	179	170
3	春日丘小学校	127	111	98	108	113	116	106
4	三島小学校	134	106	94	125	137	148	142
5	中条小学校	180	175	163	193	196	188	173
6	玉櫛小学校	90	80	81	91	100	95	84
7	安威小学校	45	28	31	33	45	45	40
8	玉島小学校	124	115	119	140	146	155	146
9	福井小学校	45	45	46	46	53	62	62
10	清溪小学校	0	0	0	0	0	1	1
11	忍頂寺小学校	0	4	6	6	8	11	14
12	大池小学校	180	180	183	207	225	231	215
13	豊川小学校	45	28	25	36	38	34	34
14	中津小学校	133	115	132	177	205	234	234
15	東小学校	90	60	53	61	77	91	92
16	水尾小学校	122	112	91	101	128	132	129
17	郡山小学校	86	60	51	53	48	48	42
18	太田小学校	126	87	97	118	133	136	139
19	天王小学校	180	143	155	177	189	201	207
20	葦原小学校	135	109	112	121	134	147	148
21	郡小学校	74	58	59	80	70	74	65
22	庄栄小学校	135	115	114	131	133	130	125
23	沢池小学校	135	97	102	108	104	115	115
24	畑田小学校	90	69	75	83	92	97	95
25	山手台小学校	134	104	101	122	124	120	108
26	耳原小学校	134	123	117	143	146	158	156
27	穂積小学校	89	64	62	68	71	71	67
28	白川小学校	89	76	73	91	92	87	79
29	東奈良小学校	90	83	85	111	126	127	122
30	西小学校	67	54	47	61	72	71	78
31	西河原小学校	90	53	64	74	97	127	156
32	彩都西小学校	135	105	125	156	180	199	195
	合計	3,499	2,935	2,924	3,418	3,708	3,882	3,784

※「令和6年度学年別学童・保育所園利用者数一覧」から、R8 年度から受入学年を順次拡大するとして、各年度に対応する該当6学年に対し、学年が上がる際の増減率(R3→R6 以降平均)を乗じたもの。なお、高学年の増減率は箕面市の増減率を算出し、見込数を算出。5年生の児童は R9 から、6年生の児童は R10 から利用者として推計している。(R8 から4年生利用がスタートと想定するため)

色付き部分は、現状の学童保育室の有効面積と学童保育室ごとの出席率から計算した定員を超えていることを示す。

表4によると、定員を令和6年度の受入可能人数で設定し、現状の入室条件である1年生～3年生までを維持した場合、大池・中津・東奈良・西河原・彩都西小学校の5校の学童保育室が定員超過見込みとなっています。また、表5によると、定員は同様設定とし、入室条件を令和8年度に小学4年生、令和9年度に小学5年生、令和10年度に小学6年生に拡大した場合、茨木・三島・中条・玉櫛・玉島・大池・中津・東・水尾・太田・天王・葦原・郡・畑田・耳原・白川・東奈良・西・西河原・彩都西小学校の20校の学童保育室が定員超過見込みとなっています。なお、清溪・忍頂寺小学校の児童は、現状と同じく山手台学童保育室への入室児童として取り扱います。

(2) 整備の方向性について

30か所の公立学童保育室の小学校区別の需要予測を踏まえたうえで、令和6年度を基準年として令和7年度～令和11年度までの整備計画とします。

市内全体の整備の方向性としては、下記の方策により進めるものとします。

①小学校における余裕教室の活用

学童保育室が不足する小学校区については、当該小学校の余裕教室を専用利用または放課後の時間等のみの借用により活用することを最優先とし、教育委員会及び小学校に協力依頼します。

②小学校における特別教室等の活用

上記①における余裕教室の活用が困難な場合は、多目的室や和室、図書室、音楽室など特別教室の活用ができるよう、教育委員会及び小学校に協力依頼します。また、活用にあたっては、通年での常時借用を理想としますが、これまで国から発出されている各種通知(「令和6年度以降の放課後児童対策について(通知)」・「放課後児童対策パッケージについて(通知)」等)にも強制的に示されているとおり、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯や長期休業等の期間などの一時的な借用(タイムシェア)ができるよう教育委員会及び小学校と積極的に協議します。なお、タイムシェアでの借用においては、当該教室が学校教育と学童保育との共有となることから、学校と行政部局とで協定書等を締結するなど、責任の所在の明確化を図ります。

③専用施設の建替え・改修・増改築及び除去

築年数経過により老朽化が進んでいる専用施設については、建替えまたは改修すること、改善を図ります。改修周期は、建築後15年1クールを目安とします。また、上記①及び②の方策を鑑み、築年数が30年を超過し老朽化が進んだ専用施設については、建替えで

はなく除去を検討し、余裕教室や特別教室を活用できるよう教育委員会及び小学校と協議し、学校施設の効率的・効果的な活用を図ります。35人学級の推進や諸事情により学校施設の活用が難しく専用施設のない学校については、学校敷地内または敷地外周辺地域での新築等も選択肢の一つとしますが、児童人口推計は長期的には減少していく見込みであるため、慎重に協議・検討するものとします。

④公共施設の活用及び民間学童保育室との連携

余裕教室や特別教室等の学校施設の活用が難しく、学校敷地内でも専用施設の設置が難しい場合は、小学校近隣にある公共施設等の活用を検討・協議し、受け皿の確保に努めます。また、民間学童保育室とも連携し、待機児童の解消を図ります。

具体的な整備計画としては、令和8年度より入室対象学年を拡大することを目標として、地域によって入室児童数に差があるため、学童保育室ごとに個別検討し、整備の方向性を決定します。なお、この整備の方向性は当該計画の策定時点での方向性であり、社会情勢の変化等により随時更新を行います。

(3) 学童保育指導員の確保について

近年、欠員状態が続いている学童保育指導員については、下記の方策を実施することにより、人材確保に努めます。

① 継続した通年募集の実施と現指導員の任期更新勧奨

期限を設けず、幅広い媒体を通じて通年による随時募集を実施することにより、応募者の機会損失を防止するとともに、説明会や現役指導員との座談会を実施し、応募意欲の向上を図ります。また、既存の学童保育指導員の任期更新を勧奨し、長期的な定着を促進します。併せて、スキルの積み重ねと新規指導員の育成支援により資質向上に努めます。

② 会計年度任用職員への勧奨

既に代替要員や加配要員として学童保育に従事する会計年度任用職員の勤務状況を常に確認し、意欲的に業務に従事する職員に対しては、任期付短時間勤務職員への積極的な登用勧奨を行い、即戦力の強化を図ります。

③ 多様な機関との連携

高校や大学等と連携し、保育実習の受入等を促進するとともに、学生等へ学童保育のやりがいや魅力を伝えることで、新たな保育人材の発掘を図ります。また、民間学童事業者とのネットワークを構築し、民間活力を活かした取組みに努めます。

(4) 公立学童保育室整備計画一覧表

番号	学童名	R6 受入可能人数	R6 使用可 能教室	R6 実施 場所	保育需要超過見込数					増室必 要の有 無	増室必 要数	増室予定 時期	新築・建替・改修予定
					R7	R8	R9	R10	R11				
1	茨木	215	5	校舎	-5	13	38	37	30	○	4	R8	学校施設内での保育を原則とし、 学校敷地外施設も検討する。
2	春日	180	4	専用建物	-27	-11	-7	-1	-10				R15改修
3	春日丘	127	3	専用+校舎	-29	-19	-14	-11	-21				
4	三島	134	3	校舎	-40	-9	3	14	8	○	1	R9	
5	中条	180	4	専用建物	-17	13	16	8	-7	○	1	R8	R16改修
6	玉櫛	90	2	専用建物	-9	1	10	5	-6	○	1	R9	R11改修
7	安威	45	1	専用建物	-14	-12	0	0	-5				R8改修または学校施設内
8	玉島	124	3	専用+校舎	-5	16	22	31	22	○	1	R8	R9改修
9	福井	45	2	専用建物	1	1	8	17	17				R15改修
10	大池	180	4	校舎	3	27	45	51	35	○	2	R8.R10	R9新築
11	豊川	45	1	校舎	-20	-9	-7	-11	-11				
12	中津	133	3	校舎	-1	44	72	101	101	○	3	R8.R9.R10	学校施設内での保育を原則とし、 学校敷地外施設も検討する。
13	東	90	2	校舎	-37	-29	-13	1	2				
14	水尾	122	3	専用+校舎	-31	-21	6	10	7	○	1	R9	R8改修
15	郡山	86	2	校舎	-35	-33	-38	-38	-44				
16	太田	126	3	校舎	-29	-8	7	10	13	○	1	R9	
17	天王	180	4	専用+校舎	-25	-3	9	21	27	○	1	R9	R12改修
18	葦原	135	3	校舎	-23	-14	-1	12	13	○	1	R10	
19	郡	74	2	専用建物	-15	6	-4	0	-9				R9改修
20	庄栄	135	4	専用建物	-21	-4	-2	-5	-10				R21改修
21	沢池	135	3	専用+校舎	-33	-27	-31	-20	-20				R19改修
22	畑田	90	2	専用建物	-15	-7	2	7	5				R15改修
23	山手台	134	3	校舎	-27	-6	-2	-2	-11				
24	耳原	134	3	校舎	-17	9	12	24	22	○	1	R8	
25	穂積	89	2	校舎	-27	-21	-18	-18	-22				
26	白川	89	2	校舎	-16	2	3	-2	-10				
27	東奈良	90	2	専用建物	-5	21	36	37	32	○	1	R8	R10改修
28	西	67	2	専用建物	-20	-6	5	4	11	○	1	R9	R17改修または除去・建替・学校 施設内
29	西河原	90	2	校舎	-26	-16	7	37	66	○	2	R9・R11	学校施設内での保育を原則とし、 学校敷地外施設も検討する。
30	彩都西	135	3	専用建物	-10	21	45	64	60	○	2	R8.R10	R20改修(1.2組) R8改修(3組)
合計		3,499	82										

※R6使用可能教室には、未使用となっている2室(福井1室・庄栄1室)を含む

※茨木学童保育室については、令和7年度に2教室返還を要求されており、財産処分を受けている2教室を確保したうえで4室増室見込み